

(様式第1号)

右上にチェックリストの番号を記入

1

## 山梨県物流基盤強化事業費補助金交付申請書

令和 7 年 〇月〇〇日

山梨県知事 殿

申請時に提出する書類の日付は、この日付と同日もしくは前の日付となるようご注意ください

(申請者)

郵便番号 400-〇〇〇〇

住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

名称 株式会社 山梨トランスポート

代表者の役職 代表取締役社長

代表者の氏名 山梨太郎

個人事業主は個人の住所や氏名を記入

山梨県物流基盤強化事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり事業計画について関係書類を添えて提出します。

なお、事業計画書及び関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

## 1 補助対象経費及び補助金申請額等

補助対象経費のみを記入

(1) 補助対象経費 金 4,150,000 円(税抜)

(2) 補助金申請額 金 2,000,000 円

(3) 事業実施期間

最長で令和8年2月10日まで

交付決定通知日又は事前着手届記載の着手予定日から令和7年〇月〇日まで

## 2 実施する内容

(別紙) 補助事業計画書のとおり

申請者連絡先 (申請者と同じ法人に属する担当者で、平日9~17時に連絡が取れること)

所属・役職: 総務部 部長

氏名: 山梨次郎

固定電話: 055-〇〇〇〇-〇〇〇〇

携帯電話: 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX: 055-〇〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail: yamanashi\*\*\*\*@co.jp

※設備導入後における立入検査等の連絡先にも使用するため、設備導入関係業者の連絡先は記載しないこと。申請者の連絡先でないことが判明した場合は、不交付決定とします。

[添付様式第1-1号]

## 補助事業計画書

## 1 事業者の概要

個人事業主は個人名を記入

|                         |                |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------------------------|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業者名 ※1                 | 株式会社 山梨トランスポート |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 法人番号 ※1、※2              | 1              | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | 1 | 2 | 3 |
| 住所 ※1                   | 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 法人設立年月日<br>(個人事業の開業年月日) | 平成10年4月1日      |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 資本金額                    | 5,000万円        |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 常時使用する従業員<br>数 ※3       | 150名           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 優先採択の希望                 | 有 ・ 無          |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※「有」の場合は、添付様式第1-3号の確認書を添付すること。

個人事業主は個人の住所を記入

- ※1 個人事業主の場合は、店舗名や屋号ではなく、個人名を記入してください。
- ※2 法人の申請者は、下記サイトで検索可能な13桁の数字を記入してください。  
国税庁法人番号公表サイト ( <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> )
- ※3 常時使用する従業員の数であり、労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」を記入してください。

## 2 株主等一覧表（個人事業主は記入しない）

| 株主名又は出資者名 ※1 | 所在地            | 大企業<br>※2 | 出資比率 (%)<br>(合計 100%) |
|--------------|----------------|-----------|-----------------------|
| 1 山梨三郎       | 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇 |           | 40%                   |
| 2 山梨四郎       | 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇 |           | 30%                   |
| 3 山梨五郎       | 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇 |           | 30%                   |
| 4            |                |           |                       |
| 5            |                |           |                       |
| 6 ほか 人       |                |           |                       |

※1 出資比率の高い株主又は出資者の順に記載し、6番目以降は「ほか〇人」として記入してください。

※2 大企業（みなし大企業を含む）の場合は、『大企業』の欄に「〇」を記入してください。  
(大企業（みなし大企業を含む）の定義は、申請要領5ページを確認してください。)

## 3 物流業務の省力化・効率化、安全対策、労働環境整備に向けた事業計画

## 事業計画

## (現状・課題)

当社は貨物自動車運送事業を営む中小企業であり、【主な取扱品】を【主な取引エリア】に配送している。

現在、【人手不足、売上減少など】という課題を抱えており、事業継続が難しい状況にある。

特に、【荷役作業の効率化、従業員の安全確保など】に早急に取り組む必要がある。

## (補助金を活用した取り組み)

本補助金を活用して、【フォークリフトの購入、従業員の脳 MRI 検診受診、シャワー室の設置など】を実施し、【物流業務の省力化・効率化、安全対策、労働環境改善のうち該当するもの】に取り組む。

【 】の中は、計画の内容によって選択

## (期待する効果)

これらの取組により、【生産性の向上、多様な担い手の確保など】の効果を期待している。

以上はあくまで一例です。計画している事業が、本補助金の目的（物流業務の省力化・効率化、安全対策、労働環境整備）に資することがわかる記述であれば、文章は自由です。

## 4 資金調達内訳

見積金額の総額

(単位 :円)

| 事業費の総額 (税込)<br>=①+②+③ | 本補助金<br>(補助対象経費×1/2、<br>上限 200 万円)<br>① | 自己資金<br>(借入金含む)<br>② | その他助成金等<br>③ |
|-----------------------|-----------------------------------------|----------------------|--------------|
| 4,950,000 円           | 2,000,000 円                             | 2,700,000 円          | 250,000 円    |

※ 事業費の総額は、補助対象外経費や消費税等を含めた設備導入等に要する総額です（見積金額の総額）。

※ その他助成金等は、同一の対象設備、経費等で、国または国の交付金等を財源としない自治体や団体が行う同種の補助・助成を受けたもの又は受ける予定があるものを含みます。

※ 交付決定後に設置工事を実施しなくなった場合は、事務局へ連絡の上、指示に従いすみやかに事業廃止の申請をしてください。

※ 交付決定前に契約（発注）した場合は、補助金は交付しません（事前着手を除く）。

## 5 補助対象事業の経費内訳

| 補助対象事業所の名称（複数の事業所がある場合、それぞれ記載）              |                     |                                                           | ①甲府事業所                         |                    |                                | ②都留事業所                                                                              |                             |
|---------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 補助対象事業所の所在地（住所）                             |                     |                                                           | 甲府市丸の内〇—〇—〇                    |                    |                                | 都留市上谷□—□—□                                                                          |                             |
| No.                                         | 費目                  | 補助対象事業の概要<br>（導入する設備名、型式、<br>専門家謝金やコンサル委託費、<br>福利厚生費の内容等） | [A]<br>見積書上の<br>補助対象経費<br>（税抜） | [B]<br>その他<br>助成金等 | [C]<br>控除後の<br>補助対象経費<br>（A－B） | [D]<br>補助対象経費<br>上限額<br>（専門家謝金及びコ<br>ンサル委託費＝業務<br>1件当たり20万<br>円、福利厚生費＝1<br>名当たり2万円） | 補助対象経費<br>（CとDを比較<br>して低い方） |
| 1                                           | 備品設備購入費             | フォークリフト【型式】 1台                                            | 3,200,000                      |                    | 3,200,000                      |                                                                                     | 3,200,000                   |
| 2                                           | 施設整備改修費             | 洋式トイレ【型式】への改修 1箇所                                         | 500,000                        |                    | 500,000                        |                                                                                     | 500,000                     |
| 3                                           | 福利厚生費               | 脳MRI検診 25名                                                | 500,000                        | 250,000            | 250,000                        | 500,000                                                                             | 250,000                     |
| 4                                           | 業務委託費               | 事業継続力強化計画策定コンサル 1件                                        | 300,000                        |                    | 300,000                        | 200,000                                                                             | 200,000                     |
| 5                                           |                     |                                                           |                                |                    |                                |                                                                                     |                             |
| 6                                           | 申請要領 p10 上段の費目ごとに記入 |                                                           | 助成金等があれば控除                     |                    | 補助対象経費上限額を適用                   |                                                                                     |                             |
| 7                                           |                     |                                                           |                                |                    |                                |                                                                                     |                             |
| 8                                           |                     |                                                           |                                |                    |                                |                                                                                     |                             |
| 9                                           |                     |                                                           |                                |                    |                                |                                                                                     |                             |
| 補助対象経費の合計（税抜）                               |                     |                                                           |                                |                    |                                |                                                                                     | 4,150,000 円                 |
| 補助金の額（補助対象経費の 1/2 以内、千円未満切捨、上限 2,000,000 円） |                     |                                                           |                                |                    |                                |                                                                                     | 2,000,000 円                 |

※1 補助金の額は、費目ごとの控除後の補助対象経費[C]と、補助対象経費上限額（専門家謝金及びコンサル委託費、福利厚生費に適用）[D]とを比較して低い方の金額を合計し、補助率（1/2）を乗じた金額の千円未満を切り捨てて算出します。

※2 設備の機種名や型式等が掲載されているカタログ等を提出する際は、カタログ等で参照した箇所をマーカー等で明示してご提出ください。

[添付様式第1－2号]

## 提出書類チェックリスト（交付申請書）

- ・確認欄にチェック☑してください。
- ・申請書類提出にあたっては、各書類の右上に下記番号（1～18）を記入してください。

| 番号 | 提出書類 及び 注意事項（※）                                                                                                                                                                                                                                              | 確認 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1  | 補助金交付申請書（様式第1号）                                                                                                                                                                                                                                              | ☑  |
| 2  | 補助事業計画書（添付様式第1－1号）                                                                                                                                                                                                                                           | ☑  |
| 3  | 提出書類チェックリスト（交付申請書）（添付様式第1－2号）                                                                                                                                                                                                                                | ☑  |
| 4  | 誓約書（添付様式第1－3号）                                                                                                                                                                                                                                               | ☑  |
| 5  | 不正事項に関する確認書（添付様式第1－4号）                                                                                                                                                                                                                                       | ☑  |
| 6  | 貨物自動車運送事業許可証の写し（軽貨物事業者は届出書控え又は証明書）、または倉庫業登録通知書の写し                                                                                                                                                                                                            | ☑  |
| 7  | 法人の場合<br>履歴事項全部証明書（発行から6か月以内のもの、 <b>原本</b> ）                                                                                                                                                                                                                 | ☑  |
| 8  | 個人事業主の場合<br>本人確認書類（運転免許証（両面）、健康保険の被保険者証（両面）の写しなど、いずれか1つ）                                                                                                                                                                                                     | ☐  |
| 9  | 県税に未納がない旨の証明書（発行から3か月以内のもの、 <b>原本</b> ）                                                                                                                                                                                                                      | ☑  |
| 10 | 優先採択を希望する場合<br>補助金の優先採択に係る確認書（添付様式第1－5号）                                                                                                                                                                                                                     | ☑  |
| 11 | 導入設備等の経費明細が記載された2者以上の見積書の写し（設備の条件や経費区分を同一にし、価格の比較が可能な見積書。経費の内訳も記載）<br>※ <b>契約・発注の税込価格が1件あたり10万円未満の契約による経費の場合</b><br>1者の資料の写しで可とする。この場合、公表されている料金表等、経費を示す資料の写しをもって、見積書に代えることができる。<br>※ <b>中古の備品設備を購入する場合</b><br>2者以上のうち1者については、販売価格を示す資料の写しをもって見積書に代えることができる。 | ☑  |
| 12 | 2者以上の見積書の写しを用意できない場合（特定の相手との契約に相応の理由がある場合）<br>見積書提出に係る説明書（添付様式第1－6号）<br>※ <b>契約・発注の税込価格が1件あたり10万円未満の契約による経費の場合は除く</b>                                                                                                                                        | ☑  |
| 13 | 同一の対象設備、経費等で、他の自治体や団体から補助を受ける場合<br>補助金申請書等の写し                                                                                                                                                                                                                | ☑  |
| 14 | 導入設備・設備改修の概要がわかる資料（カタログ、図面、設計図等）                                                                                                                                                                                                                             | ☑  |
| 15 | 施設改修、設備導入の場合<br>設置する設備の配置や施設の改修箇所がわかる平面図                                                                                                                                                                                                                     | ☑  |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |   |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 16 | <u>施設改修、設備導入の場合</u><br>改修・設置予定場所のカラー写真<br>※設置予定場所が複数ある場合、配置図と写真が照合できるよう室名の記載や通し番号の符番等、適宜注釈を付けること（写真だけの送付は不可）                                                                                                                                                                          | ☑ |
| 17 | <u>施設改修の場合</u><br>補助対象事業所の建物又は土地の登記事項証明書（発行から6か月以内のもの、 <b>原本</b> ）<br>※建物に設置する場合は建物の証明書、土地に設置する場合は土地の証明書を添付すること（両方に設置する必要がある場合のみ、両方添付すること）。<br>※相続を原因として、登記上の権利者と申請者名が異なる場合は、相続協議書または相続人全員の承諾書を提出すること。<br>※建物が未登記であり、登記しないことに法令上問題がない場合は、登記事項証明書に代えて申立書を提出すること。併せて、土地の登記事項証明書を添付すること。 | ☑ |
| 18 | <u>施設改修の場合</u><br>賃貸借（または使用貸借）契約書（全ページ）の <b>写し</b> 、設備設置等承諾書（添付様式第1－7号）、補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書（添付様式第1－8号）<br>※補助対象者と補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者が異なる場合のみ。<br>※承諾書（添付様式第1－7号）及び確約書（添付様式第1－8号）は、法定耐用年数を満たす期間であること。                                                                          | ☑ |

上記のとおり提出書類の不足がないこと、記載例を確認し記入漏れ等がないことを十分に確認しました。また、審査時に当該書類の不足等があった場合は、そのことを理由として不交付決定となる場合があること、全ての書類が整った申請から優先的に審査を行うことについて理解しました。

令和 7 年 0 月 00 日

申請者名 株式会社 山梨トランスポート

[添付様式第1-3号]

## 誓 約 書

私は、補助金申請要件をすべて満たしており、下記の事項について誓約します。  
なお、県が必要とする場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。  
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

## 記

- 1 山梨県の県税の滞納がないこと。
- 2 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- 3 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結している者
- 4 3の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではないこと。
- 5 営業に関して必要な許認可等を取得していること。
- 6 過去に国、都道府県、市町村等からの補助、助成、給付等に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
- 7 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- 8 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- 9 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- 10 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- 11 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合など、補助条件を満たさなくなった場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じること。
- 12 本事業において取得した財産の処分等については、補助金交付要綱等に従うこと。
- 13 同一の対象設備、経費等で、国または国の交付金等を財源としている自治体や団体の補助制度と併用して交付を受けないこと。また、併用して交付を受けた場合は、県へ補助金を返還すること。
- 14 本事業の趣旨を理解し、事業実績報告時まで、「事業継続力強化計画」を策定し、国の認定を受けること、または認定を申請すること。

令和 7年 ○月○○日 山梨県知事 殿

住 所 山梨県甲府市丸の内○-○-○

(ふりがな) かぶしきがいしゃ やまなしとらんすぽーと

法 人 名 株式会社 山梨トランスポート

(ふりがな) だいひょうとりしまりやくしゃちょう やまなしたろう

代 表 者 氏 名 代表取締役社長 山梨太郎

印

代 表 者

性 別 (男・女) 生年月日 昭和・平成 50年 5月 5日

[添付様式第1－4号]

## 不正事項に係る確認書

補助金申請要領等を確認し、次の内容について確認をしました。

- 1 補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦するといった不正な行為に加担しておらず、今後も加担しません。
- 2 実質的還元等（※）に該当する事実が判明した場合は、いかなる理由であっても不交付決定となること、交付決定済みの場合は交付決定が取消となること、補助金交付済みの場合は補助金を返還することに同意します。  
(※) 申請者が、施工・見積業者やその関係会社から資金の還流を受けるなどして、設備導入総額に占める自己負担額を減額若しくは無償とし、又は自己負担額を上回る不当な利益を得るなどの行為。また、虚偽の書類を用いた補助金申請や、見積書や請求書を実経費より高額に作成し、補助金を過大に受領する行為。
- 3 実質的還元等が判明した場合は、県が申請者の名称、所在地及び代表者の氏名を公表することに同意します。また、設備導入等事業者が実質的還元等に関与していた場合は、設備導入等事業者の名称、所在地及び代表者の氏名を、その不正内容とともに公表されることを確認しました。

確 認 日 令和 7 年 〇月〇〇日

申 請 者 株式会社 山梨トランスポート

代表者の役職・氏名 代表取締役社長 山梨太郎

印

[添付様式第1－5号]

## 補助金の優先採択に係る確認書

山梨県物流基盤強化事業費補助金の申請にあたり、優先採択の要件を理解し、次のとおり希望します。

なお、審査において、県が必要とする場合には、取組主体に照会することについて承諾します。

|   | 要件該当有無                              | 取組名             | 要件                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---|-------------------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <input checked="" type="checkbox"/> | 豊かさ共創スリーアップ推進宣言 | 豊かさ共創スリーアップ推進宣言を行い宣言企業として登録されていること、または登録申請中であること。<br>＜添付資料＞<br>「宣言企業登録証」の写し<br>※登録申請中の場合は、登録申請書の写しおよび登録申請後に自動送信される「受領メール」の写し                                                                                                                         |
| 2 | <input checked="" type="checkbox"/> | やまなし SDGs 登録制度  | やまなし SDGs 登録制度の登録事業者として登録されていること、または登録申請中であること。<br>＜添付資料＞<br>「やまなし SDGs 推進企業登録証」の写し<br>※登録申請中である場合は、登録申請書の写し<br>(登録申請の状況について、山梨県の制度所管所属に別途問い合わせを行います)                                                                                                |
| 3 | <input checked="" type="checkbox"/> | パートナーシップ構築宣言    | パートナーシップ構築宣言を行い、宣言企業として専用ポータルサイト( <a href="https://www.biz-partnership.jp/index.html">https://www.biz-partnership.jp/index.html</a> )に登録されていること、または登録申請中であること。<br>＜添付資料＞<br>自社の「パートナーシップ構築宣言」の写し<br>※登録申請中の場合は、申請した「登録宣言文」および登録申請後に自動送信される「受領メール」の写し |

確 認 日 : 令和 7 年 〇 月 〇〇 日

申請者の名称 : 株式会社 山梨トランスポート

代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 山梨太郎

[添付様式第1－6号]

## 見積書提出に係る説明書

令和 7年 ○月 ○○日

(申請者)

住所 山梨県甲府市丸の内〇ー〇ー〇

名称 株式会社 山梨トランスポート

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 山梨太郎

山梨県物流基盤強化事業費補助金の補助対象経費における以下の補助対象事業については、以下の理由のとおり契約相手を特定したいため、交付申請に必要な提出書類のうち、2者以上の見積書の写しについて用意できません。

- 1 該当する補助対象事業（添付様式第1－1号の5「補助対象事業の経費内訳」の費目、補助対象事業の概要を転記）

福利厚生費 脳MRI検診 25名

- 2 特定したい契約相手

□□クリニック

- 3 契約相手を特定する理由

当社の従業員は以前から定期的に、上記クリニックで脳MRI検診を受診している。脳MRI検診は、前回以前の審査結果と比較することで脳の状態の変化を判別しやすくなり、より従業員の安全性が高まることが期待されるため、本補助対象事業においても、上記クリニックを受診先としたい。

[添付様式第1－7号]

## 設備設置等承諾書

補助対象者と補助対象設備を設置する建物または土地の所有者が異なる場合のみ作成

令和 7年 ○月 ○○日

(承諾者)

住所 山梨県甲府市武田△－△－△

名称 株式会社 武田不動産

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 武田一郎

印

私は、自らが所有する土地または建物に、山梨県物流基盤強化事業費補助金の申請者が設置する次の補助対象設備について、同補助金の申請者が善良な管理義務を果たすことを条件に、法定耐用年数の間、設置および使用することを承諾します。

## 1 補助対象設備の設置及び使用を承諾する土地・建物

・土地の所在地：

・建物の所在地：山梨県甲府市丸の内○－○－○

※承諾する項目のみに記入すること（例えば、土地のみについての承諾の場合は、建物の欄は空欄にすること）

※賃貸借契約書や登記簿謄本などで確認できる住所を記入すること

## 2 法定耐用年数 15 年間 ※導入設備のうち、最長の年数を記入

## 3 補助金の申請者

・申請者の名称：株式会社 山梨トランスポート

・申請者の住所：山梨県甲府市丸の内○－○－○

承諾者の連絡先 ※本補助金審査時や処分制限期間の間に連絡する場合があります。

部署名：経理部

職・氏名：部長 武田 三郎

電話番号：055-□□□-□□□□

E-mail アドレス：takeda\*\*\*\*@co.jp

承諾書の発行をした方など、承諾書の内容について聞き取り可能な方を記入

[添付様式第1－8号]

## 補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書

補助対象者と補助対象設備を設置する建物または土地の所有者が異なる場合のみ作成

令和 7年 〇月 〇〇日

(申請者)

住所 山梨県甲府市丸の内〇－〇－〇

名称 株式会社 山梨トランスポート

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 山梨太郎

下記の補助事業の補助対象設備の設置場所について、賃貸借の契約更新をすることにより補助対象設備を法定耐用年数期間、確実に使用することを確約いたします。

また、賃貸借の契約を更新しないことにより補助金の返還が必要となった場合には、山梨県物流基盤強化事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定に基づき、返還に応じます。

- 1 補助事業の名称：山梨県物流基盤強化事業費補助金
- 2 法定耐用年数 15 年間 ※導入設備のうち、最長の年数を記入
- 3 対象となる土地・建物の所在地：山梨県甲府市丸の内〇－〇－〇

## 申請者の連絡先（担当者）

部署名： 総務部

職・氏名： 部長 山梨次郎

電話番号： 055-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail アドレス： yamanashi\*\*\*\*@co.jp

(様式第6号)

令和 7年 〇月〇〇日

山梨県知事 殿

(申請者)

住所 山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇

名称 株式会社 山梨トランスポート

代表者の役職・氏名

代表取締役社長 山梨太郎

印

山梨県物流基盤強化事業費補助金事前着手届

山梨県物流基盤強化事業費事業費補助金事業について、次のとおり事業計画の確認前に着手しますので、山梨県物流基盤強化事業費事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき届け出ます。

なお、本件につきまして、交付要綱第6条の交付決定がされず、補助金が交付されないこととなっても異議を申し立てないことを誓約します。

1 事前着手する事業内容

フォークリフトを購入し、荷役作業の効率化を図る。

2 事前着手の理由

導入予定のフォークリフトのメーカー在庫が少なく、早期に作業を効率化するためには、交付決定前に設備調達の契約を締結する必要があるため。

3 着手及び完了予定年月日

着手予定日 令和 7年 6月 1日

完了予定日 令和 7年 9月30日

令和7年5月16日より前の着手であった場合は、補助対象になりません。

令和8年2月10日より後の完了となる場合は、補助対象になりません。

- ※1 着手予定日は、発注予定日または契約予定日を記入してください。この予定日より前に着手（発注・契約）することがないように留意してください。
- ※2 完了予定日は、工事等が終了し、支払い等全ての事務が完了する予定日を記入してください。工事等の完了予定日ではありませんので注意してください。
- ※3 完了予定日より後に支払っていることが判明した場合、補助金を支払うことができませんので、余裕を持って記入してください。

(参考) 賃貸借契約に代わる書類

甲は乙に対し、下記不動産を貸し付けていることを双方で確認しました。

・ 賃貸借の期間

令和 ○年 ○月 ○日 ～ ○年 ○月 ○日

・ 土地の所在地： 山梨県甲府市丸の内○-○-○

・ 建物の所在地： 山梨県甲府市丸の内○-○-○

令和7年 ○月○日

甲

住所 山梨県甲府市宝○-○-○

名称

代表者の役職・氏名 山梨太郎

印

乙

住所 山梨県甲府市丸の内○-○-○

名称 株式会社 山梨トランスポート

代表者の役職・氏名 代表取締役社長 山梨太郎

印

※ 賃貸により事業を行っているが、賃貸借契約がない場合には、賃貸借契約に替えて本書類を提出してください。

(例)

法人 A が個人 A から借りているが、法人 A の代表が個人 A で、実質的に自分から借りているような状態であって、賃貸借契約を締結していない場合など。

(参考) 建物などが未登記物件で登記事項証明書が提出できないが、法令上の問題がない場合に提出する書類

申請者「山梨太郎」は、本物件が未登記であることについて、不動産登記法上の問題がないことを確認しました。

- ・ 確認方法：司法書士〇〇氏に確認。
- ・ 法令上の問題がない理由：〇〇〇〇〇〇〇〇。
- ・ 建物の所在地：山梨県甲府市丸の内〇-〇-〇
- ・ 建物の所有者：〇〇 〇〇

不動産登記法上問題ないことを、具体的にどのように確認したのか記入。

令和7年 〇月 〇日

申請者

住所 山梨県甲府市宝〇-〇-〇

名称 株式会社 山梨トランスポート

代表者の役職・氏名 代表取締役社長 山梨太郎

印

添付資料 土地の登記事項証明書

(注意)

申請する対象の建物などが未登記であることについて、法令上問題ないことを確認してください。

また、補助金交付後であっても、法令上の問題があることが判明した場合には、誓約書（添付様式第2号）の誓約事項「申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、補助条件を満たさなくなった場合」であることを理由に、補助金の返還等に応じていただきます。

(不動産登記法参考)

○第47条第1項

新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。

○第164条

第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項（第四十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第三項若しくは第四項、第五十一条第一項から第四項まで、第五十七条又は第五十八条第六項若しくは第七項の規定による申請をすべき義務がある者がその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。